

恩方病院が取り扱う保有個人データに関する事項の公表

個人情報の保護に関する法律では、当院が収集した保有個人データについて、利用目的、開示、訂正・利用停止、削除等の事項を、本人が知り得る状態に置かなければならないと定められておりますため、恩方病院では下記のとおり公表いたします。

1. 個人情報取扱事業者名

名称:医療法人永寿会 恩方病院
住所:〒192-0153 東京都八王子市西寺方町105番地
管理者:病院長 齋藤 薫

2. すべての保有個人データの利用目的

院内に提示しています「当院における個人情報の利用目的」又は、当院のホームページ上掲示してありますプライバシーポリシーをご覧ください。

2-1 利用目的の通知・公表について

- ① 当院は個人情報を取得するにあたり、あらかじめその利用目的を可能な限り広く公表いたします。
- ② 患者さまご本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ患者さまに対し、院内掲示等によりその利用目的を明示いたします。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急の措置が必要な場合はこの限りではありません。
- ③ 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、患者さま本人に通知し、または公表いたします。

3. 個人情報の本人への開示と訂正

3-1 開示の手続き

診療情報等、病院が保管する患者さまの情報の開示は次の手順で行われます。

- ① 患者さま側からの情報開示請求
- ② 個人情報管理委員会にて当該請求に関する検討
- ③ 検討の結果、開示が可能であると認めた場合は⑤以降の手順で開示。ただし、写しの交付の場合は来院または郵送で交付しますので、医師等による口頭説明は行いません。
- ④ 検討の結果、開示が不可能であると認めた場合には、開示できない理由を通知
- ⑤ 上記④に該当した場合には、開示請求回答書にて開示を行う日時、開示に関する費用などを通知
- ⑥ 上記に従い、来院いただき開示を行う。尚、開示に際しては次の点にご注意下さい。
 - ・ 開示に際しては、開示を請求した患者さまご本人以外の方の立会いはできません。ただし、事前に同席申請書(別紙様式)を用いて開示請求を行った場合、患者さま本人が未成年者の場合、代理人による請求などの場合はこの限りでは有りません。
 - ・ 開示に際し、原則として病院側からは担当医及び事務員が立ち会います。
 - ・ 口頭説明は1時間を限度とします。
 - ・ 開示を行う日時は、病院より指定させていただきます。
 - ・ その他、院内の定める規定に従い開示が行われますので、当日、不備等が生じませんよう、事前にご確認をお願いします。

3-2 開示に係る費用

- ① 閲覧《1時間につき》 3,300円
- ② 口頭説明 30分まで 11,000円
31分以上1時間まで 16,500円

ただし、口頭説明は1時間を限度とします

- ③ 写し交付 3,300円プラス
診療情報 22円(コピー1枚につき)
画像記録《データ交付》550円(CD 1枚につき)

画像記録に関しては、CDROMでのデータ交付に限ります。

④ その他の記録

実費相当分を請求させていただく場合があります。事前に打ち合わせの上、必要に応じ見積りを提出いたします。

3-3 診療記録等の開示を拒みうる場合

上記協議において、患者からの個人情報の開示の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、開示を拒むことができるがものとします。

- ① 患者さま本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
- ② 第三者の利益を害する恐れのあるとき
- ③ 医師の守秘義務に反するとき
- ④ ③のほか、病院長及び委員会が開示を不相当と認める相当な事由が存在するとき

3-4 診療記録等の開示を求めうる者

当院の規定にもとづいて患者の診療記録等の開示を請求しうる者は、以下のとおりといたします。

- ① 患者さま本人が成人で判断能力のある場合は、患者さま本人。
- ② 患者さま本人が未成年の場合は法定代理人。ただし、患者さまが満15歳以上の場合は、患者さま本人の同意を要する(患者さまの判断能力に疑義がある場合を除く)。

- ③ 患者さま本人が成年被後見人の場合の法定代理人。
- ④ 患者さま本人から代理権を与えられた患者さまの親族。
- ⑤ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。
- ⑥ 患者さま本人が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者さまの世話をを行っている親族。
- ⑦ 患者さまが死亡した場合は、法定相続人の代表者。但し、原則として全法定相続人の同意を要する。
- ⑧ その他病院が必要と認めた者。

3-5 代理人からの請求に対する開示

代理人など、患者さま本人以外の者からの開示請求に応ずる場合には、開示する記録の内容、範囲、請求者と患者さま本人との関係等につき、患者さま本人に対して確認のために説明をおこなうものとします。

3-6 診療記録等の開示を求めうる者からの開示請求と例外

診療記録等の開示を求めうる者から自己の個人情報の開示を求められた場合には必要に応じ個人情報管理委員会において協議を行います。但し、重大な医療事故、死亡等により診療記録等の開示を求めうる者に、遅滞なく開示する必要性があると理事長又は、院長が判断した場合にはこの限りではありません。

3-7 内容の訂正・追加・削除請求

当院の患者さまが、当院の保有する、患者さま本人に関する情報に事実でない内容を発見した場合には、書面により訂正に訂正・追加・削除(以下「削除等」という)すべき旨を申し出ることができます。

訂正等の請求を受けた際には、委員会にて協議のうえ、訂正等の請求に応じるか否かを決定し、訂正等の請求を受けた時から原則として3週間以内に、書面により請求者に対して回答いたします。

3-8 診療記録等の訂正等を拒みうる場合

患者さまからの個人情報の訂正等の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、訂正等を拒むことができるものとします。

- ① 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合
- ② 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合
- ③ 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
- ④ 対象となる情報について当院には訂正等の権限がない場合

3-10 利用停止等の請求

患者さまが、当院の保有する当該患者さまの個人情報の利用停止、第三者提供の停止、または消去(以下「利用停止等」という)を希望する場合は、書面によりその旨を申し出ることができます。

利用停止等の請求を受けた際には委員会にて協議のうえ、利用停止等の請求に応じるか否かを決定し、請求を受けた時から原則として1週間以内に、書面により請求者に対して回答するものとします。

4. 安全管理措置に関する事項

当院が講じている保有個人データの安全管理の主な内容は次の通りです。

4-1 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護方針」を策定しています。

4-2 個人データの取り扱いに係る規律の整備

取得、利用、保管等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について、「恩方病院個人情報保護規定」・「個人情報保護対応マニュアル」・「個人情報セキュリティ管理規定」・「医療情報システム運用管理規程」を策定しています。

① 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う職員及び当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人情報保護規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

② 人的安全管理措置

個人情報の適切な取扱いに関する留意事項について、職員に対する研修を実施しています。

③ 物理的安全管理措置

個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じています。

④ 技術的安全管理措置

アクセス制御を実施して、担当者及び取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

5. 苦情・相談等への対応について

個人情報の取り扱い等に関する患者さま等からの苦情・相談等は、「患者の声相談窓口」で対応するものとします。

医療法人永寿会恩方病院 院長